

新冠町国民保護計画

(概要版)

平成19年 3月

新冠町

新冠町国民保護計画とは

平成16年9月に国民保護法が施行されました。これは、外部からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小限となるよう、国、都道府県、市町村などの役割分担を定めた法律です。

新冠町国民保護計画（以下「町国民保護計画」という。）は、武力攻撃やテロなどの兆候に関する情報が提供され、あるいは発生した場合において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援等の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためのものです。

第1編 総論

第1章の1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

1. 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

2. 町国民保護計画の位置づけ

町国民保護計画の位置づけは次のとおりとなっています。

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(国民保護法) H16年9月



国民の保護に関する基本方針 H17年3月



北海道国民保護計画 H18年1月



新冠町国民保護計画 H19年3月

第1章の2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成されます。

第1編 総論	第1章 新冠町の責務、計画の位置づけ、構成等 第2章 国民保護措置に関する基本方針 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 第4章 町の地理的、社会的特徴 第5章 町国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備えや 予防	第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの 備え 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 第4章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等へ の対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第2章 町対策本部の設置等 第3章 関係機関相互の連携 第4章 警報及び避難の指示等 第5章 救援 第6章 安否情報の収集・提供 第7章 武力攻撃災害への対処 第8章 被災情報の収集及び報告 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第10章 国民生活の安定に関する措置 第11章 特殊標章等の交付及び管理
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧 第2章 武力攻撃災害の復旧 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編 緊急対処事態への 対処	緊急対処事態における対処

第2章 町国民保護計画の基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めています。

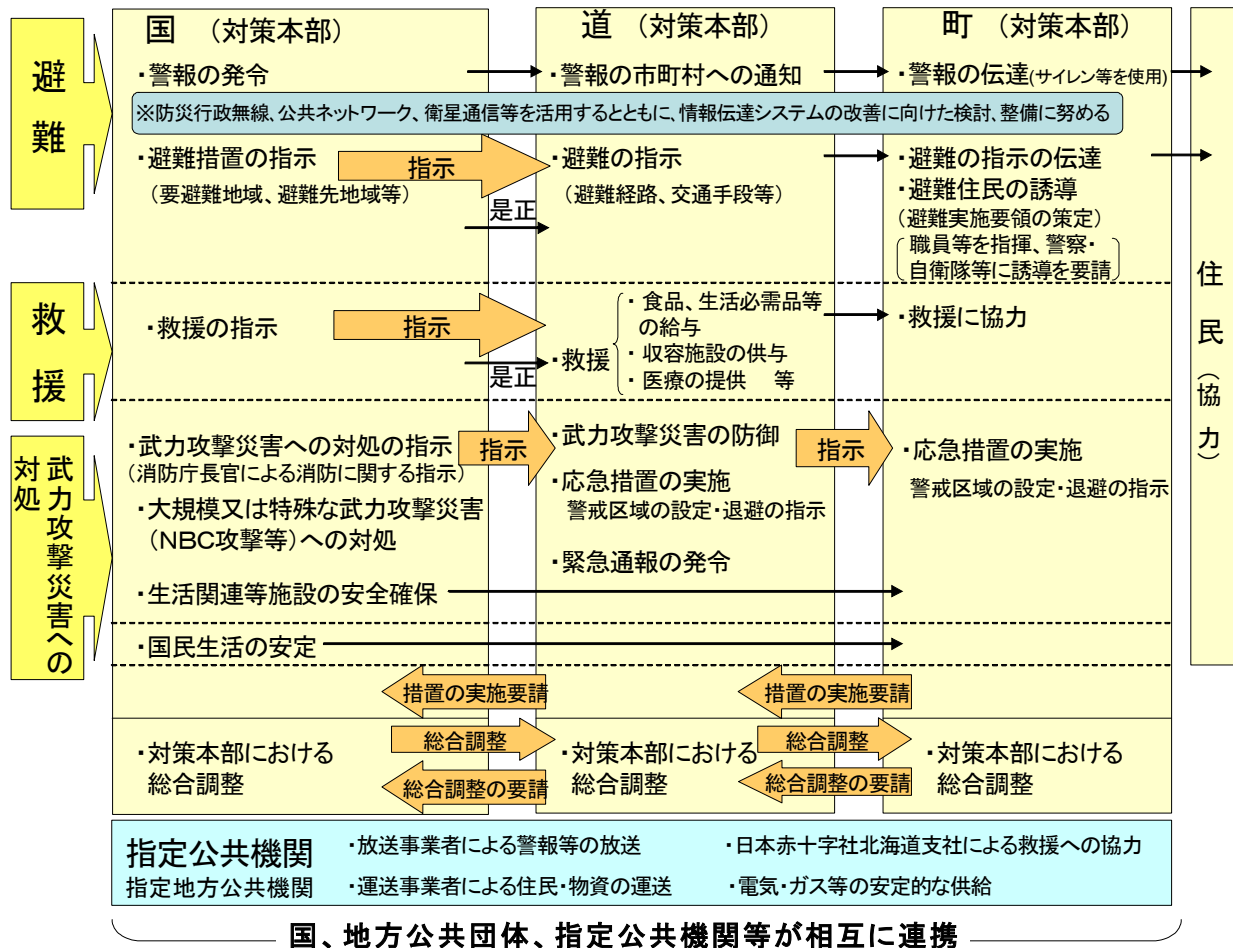
- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力

- (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (9) 外国人への国民保護措置の適用

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置については、国、道、町、関係機関で次のような仕組み、役割になっています。

国民の保護に関する措置の仕組み



第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について記述しています。

- (1) 地形
- (2) 気候
- (3) 人口分布
- (4) 道路の位置等
- (5) 鉄道、空港、港湾の位置等
- (6) 自衛隊施設等

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

(1) 武力攻撃事態の想定

町国民保護計画では、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている次の事態を対象としています。

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

(2) 緊急対処事態の想定

町国民保護計画では、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている次の事態を対象としています。

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
【事態例】原子力事業所、ダム等の破壊
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
【事態例】大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
【事態例】サリン等化学剤の大量散布
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
【事態例】自爆テロや弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備について定めています。

- (1) 町における組織・体制の整備について
- (2) 関係機関との連携体制の整備について
- (3) 通信の確保、情報収集・提供等の体制整備について
- (4) 町における研修及び訓練のあり方について

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関して必要な基本的な事項について定めています。

- (1) 国道や道道の避難経路など避難に関する基本的な事項について
- (2) 避難実施要領パターンについて
- (3) 救援に関する基本的な事項について
- (4) 運送事業者の輸送力等の把握について
- (5) 避難施設の指定への協力について
- (6) 生活関連施設等の把握について

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町における備蓄や管理する施設及び設備の整備点検等について定めています。

第4章 国民保護に関する啓発

国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について定めています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

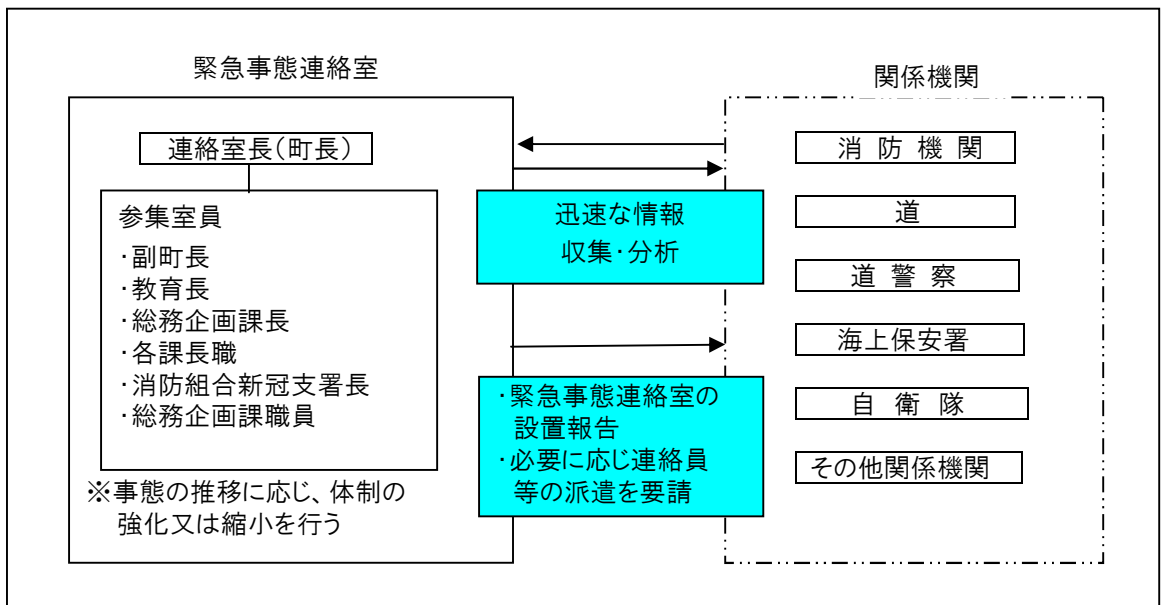
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的被害が発生した場合に備え、迅速な対応ができるよう初動体制について定めています。

(1) 町緊急事態連絡室の設置について

～国から市町村対策本部の設置の指示がない段階～

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の発生を把握したときや武力攻撃事態等に係る警報が国から発令された場合において、「町緊急事態連絡室」を設置し、関係機関と相互に連携協力を図り、的確かつ迅速に応急措置が実施できるよう初動体制を確立します。



第2章 町対策本部の設置等

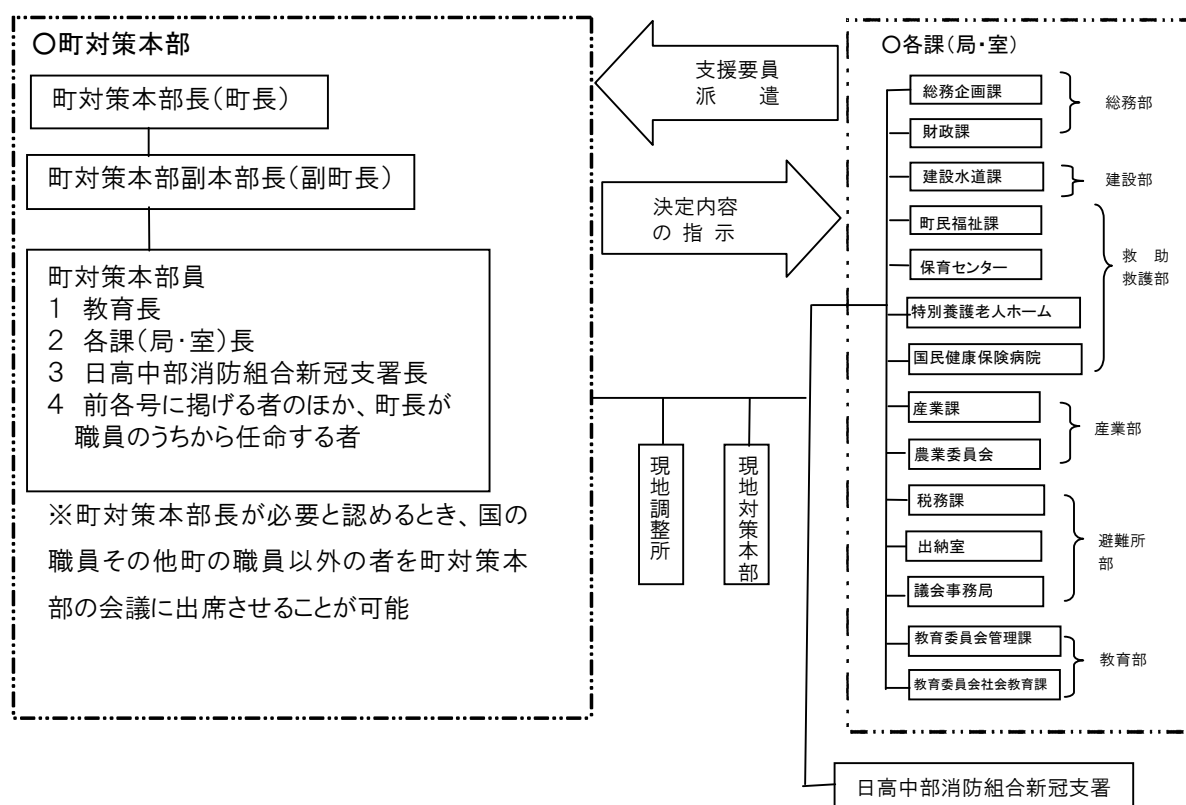
町対策本部を迅速に設置するために必要な手順や町対策本部の組織、機能等について定めています。

(1) 町対策本部の設置について

～国から市町村対策本部を設置するよう指示があった段階～

武力攻撃等により、国から市町村対策本部を設置するよう指定を受けたときは、直ちに「町対策本部」を設置し、町内における国民保護対策措置の総合的な推進を図ります。

町対策本部の組織及び機能



●町対策本部の設置の手順

町対策本部の設置は、次の手順により行います。

- ① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知
町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けます。
- ② 町長による町対策本部の設置
指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置します。
(事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えます。)
- ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集
町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡します。
- ④ 町対策本部の開設
町対策本部担当者は、町役場庁舎203会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。
町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡します。

⑤ 町対策本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定しています。

【町対策本部の予備施設】

順位	代替施設名	住 所
第1位	日高中部消防組合新冠支署	新冠町字中央町5番地の3
第2位	レ・コード館	新冠町字中央町1番地の4

【町の各課（局・室）における武力攻撃事態における業務】

各課（局・室）	武力攻撃事態等における業務	
	部	業 務
総務企画課 財政課	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態認定前における緊急事態連絡室及び初動措置に関すること ・ 町対策本部及び現地調整所に関すること ・ 町対策本部長が行う国民保護措置に関する総合調整に関すること ・ 国民保護に関する情報の収集、分析、提供等に関すること ・ 関係機関との連絡調整に関すること ・ 警報の伝達・通知、避難の指示の伝達・通知、緊急通報の伝達・通知に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ 通信体制の確保に関すること ・ 国、道、他の市町村等関係機関からの情報整理及び集約 ・ 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 被災情報の収集及び報告に関すること ・ 被災状況や町対策本部における活動内容の公表 ・ 報道機関との連絡調整に関すること ・ 財政措置に関すること ・ 国民保護対策の会計事務に関すること ・ 災害対策用物品の出納 ・ 応急対策物品の調達 ・ 所管施設の安全確保及び応急復旧に関すること ・ 国民の権利権益の救済に関すること ・ 庁舎、公有財産の貸付又は使用に関すること ・ 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・ 町有車両の手配及び運行管理 ・ 運搬車両等に関すること ・ 人員、物資の運送に関すること ・ その他各課（局・室）に属さないこと <p style="text-align: right;">など</p>
建設水道課	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設関係団体との連絡調整に関すること ・ 道路の通行禁止等の措置に関すること ・ 緊急輸送道路に関すること ・ 水力発電施設（ダム）の把握及び対策に関すること ・ 水道施設、下水道施設の把握及び対策に関すること ・ 飲料水供給に関すること ・ 応急仮設住宅に関すること ・ 用地の確保、手配に関すること ・ 所管施設の安全確保及び応急復旧に関すること <p style="text-align: right;">など</p>

各課（局・室）	武力攻撃事態等における業務	
	部	業 務
町民福祉課 保育センター 特別養護老人ホーム 国民健康保険病院	救助救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関する事 ・生活必需品等の調達、配分に関する事 ・医療、医薬品等の供給に関する事 ・保健所及び医療機関との連絡調整に関する事 ・救護所に関する事 ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 ・廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事 ・被災地の防疫に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 ・危険動物、ペット動物の対策に関する事 ・所管施設の安全確保及び応急復旧に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>
産業課 農業委員会	産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関する事 ・農林、水産、畜産、商工業関係の被害及び応急対策に関する事 ・家畜の対策に関する事 ・水産林務関係団体との連絡調整に関する事 ・漁港施設の把握及び対策に関する事 ・農林施設の把握及び対策に関する事 ・商工関係団体との連絡調整に関する事 ・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関する事 ・所管施設の安全確保及び応急復旧に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>
税務課 出納室 議会事務局	避難所部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関する事 ・避難所の開設及び運営に関する事 ・避難者名簿の作成に関する事 ・被災者に対する町税の減免及び猶予に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>
教育委員会 管理課 社会教育課	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報の伝達に関する事 ・児童、生徒、社会教育施設利用者の避難及び救援に関する事 ・文教施設等に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・所管施設の安全確保及び応急復旧に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>

【消防機関における武力攻撃事態における業務】

日高中部消防組合新冠支署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関する事 ・救急及び救助体制に関する事 ・消防団に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>
--------------	--

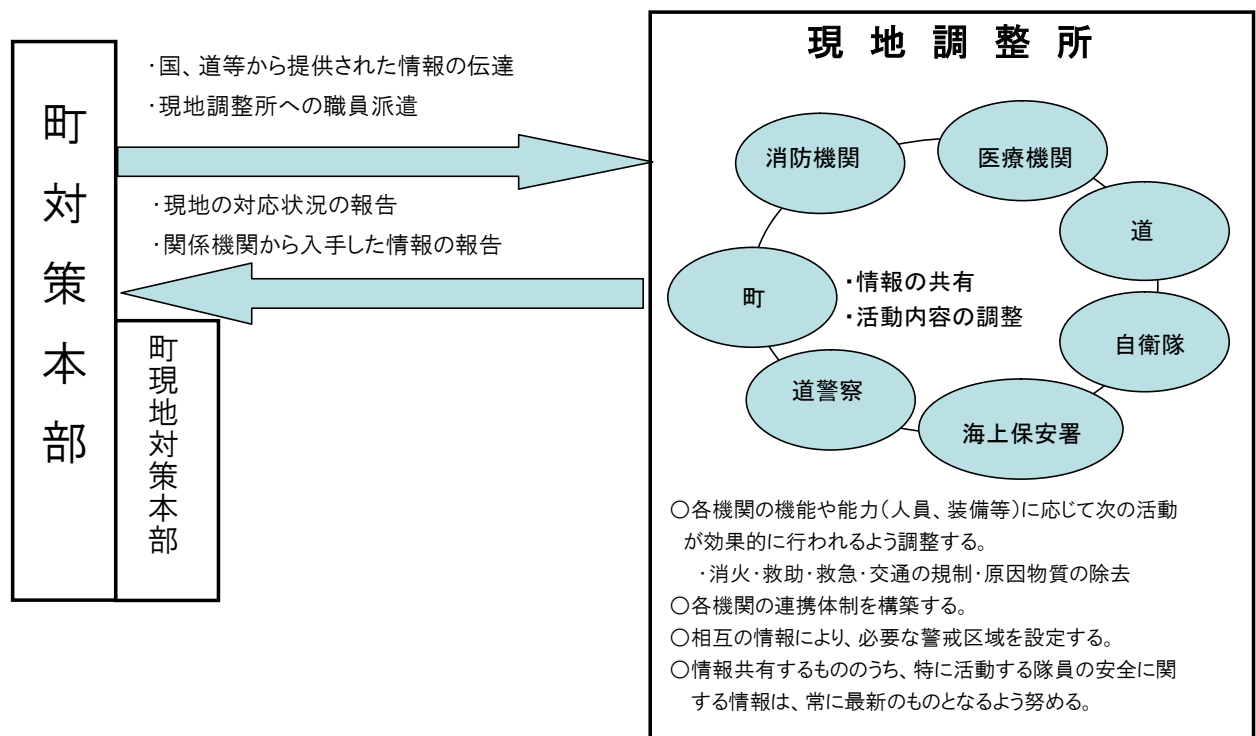
(2) 町現地対策本部の設置について

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置します。

(3) 現地調整所の設置について

町長は、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編成】



第3章 関係機関相互の連携

国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について定め、住民に対しての協力要請についても記載しています。

(1) 住民への協力要請について

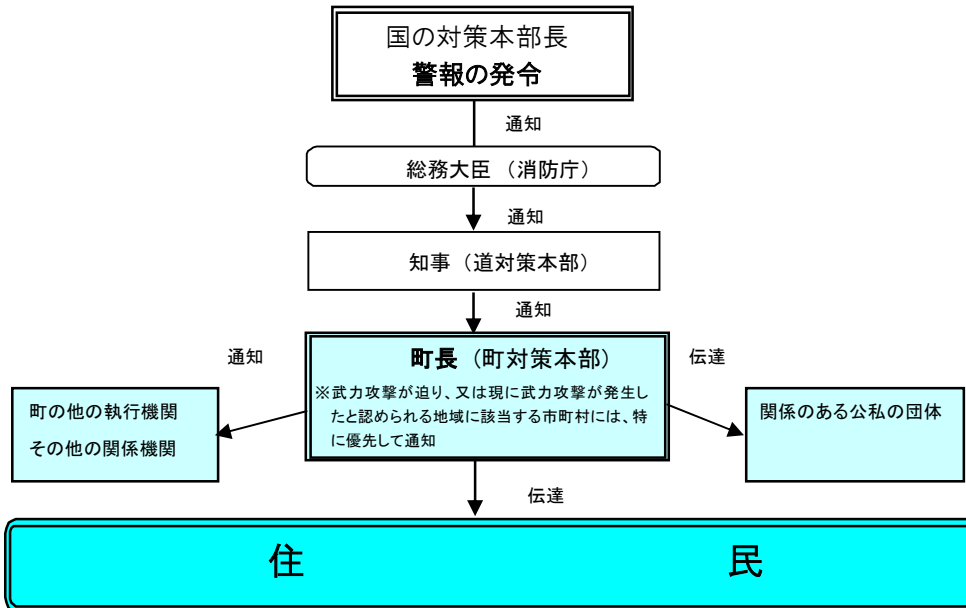
- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助
- ・保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

(1) 警報の伝達等について

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めています。

警報の通知・伝達の仕組みは次のとおりです。



※町長は、ホームページ(<http://www.niikappu.jp>)に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災無線や拡声器、広報車を活用するほか、消防団や自主防災組織、自治会等協力により行う

(2) 避難住民の誘導等について

住民等への避難指示は、住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであり、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定めています。

●避難の指示の通知・伝達

避難の指示は知事が発令することになります。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の発令に準じて関係機関、住民に対して避難指示を通知・伝達します。

通知・伝達の仕組みは上記と同様です。

●避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちにあらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成します。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点】

原則として、道計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載します。

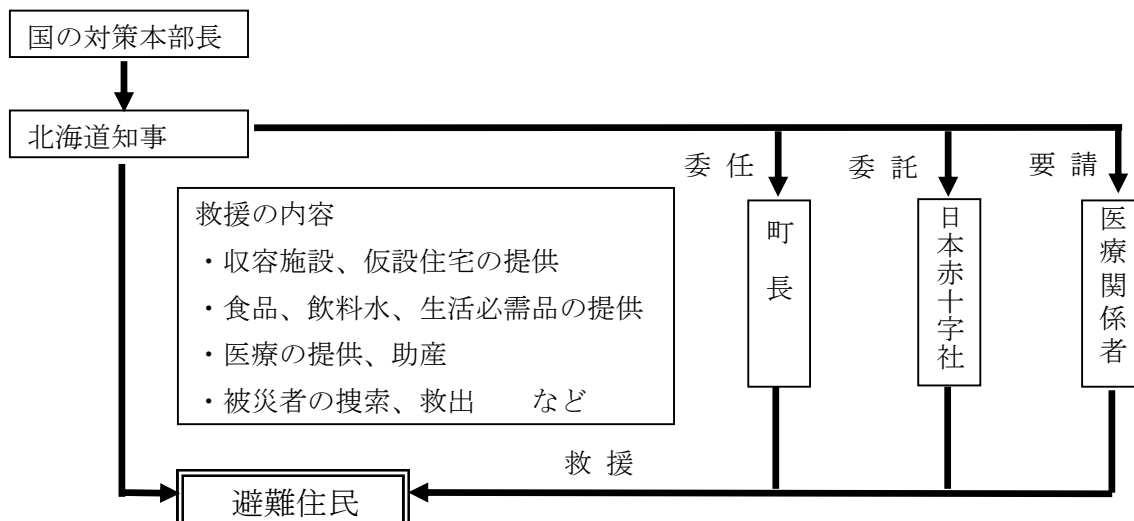
ただし、緊急の場合には時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど避難実施要領を簡潔な内容とすることもあります。

●道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

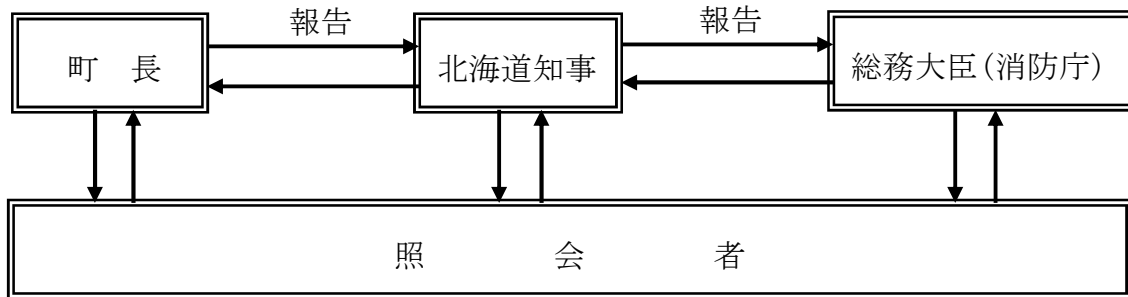
第5章 救援

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民に対して、収容施設の供与など必要な措置を行います。



第6章 安否情報の収集・提供

住民からの安否情報の照会に備え、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定めています。



第7章 武力攻撃災害への対処

町長は国や道その他関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

- (1) 退避の指示、警戒区域の設定、土地・建物の一時使用など
- (2) 生活関連施設（ダム、鉄道など）の状況の把握、安全の確保など
- (3) 危険物質等に関する使用の一時停止、制限などの措置命令
- (4) NBC攻撃における国の方針に基づく汚染拡大防止のための措置

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めています。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等における国民生活の安定のため次のような措置を行います。

- (1) 生活関連物資等の価格安定のための協力
- (2) 被災児童生徒等に対する教育や公的徴収金の減免など
- (3) 水の安定的な供給や公共的施設の適切な管理

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、国民保護措置に係る職務等を行う者及びその職務等に使用される場所、車両等識別するために使用する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、必要な事項について定めています。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧を行うため、必要な事項について定めています。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うため、必要な事項について定めています。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定めています。

第5編 緊急処理事態への対処

町は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

【警報の通知及び伝達方法】

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから町は、その内容を対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行うこととなります。